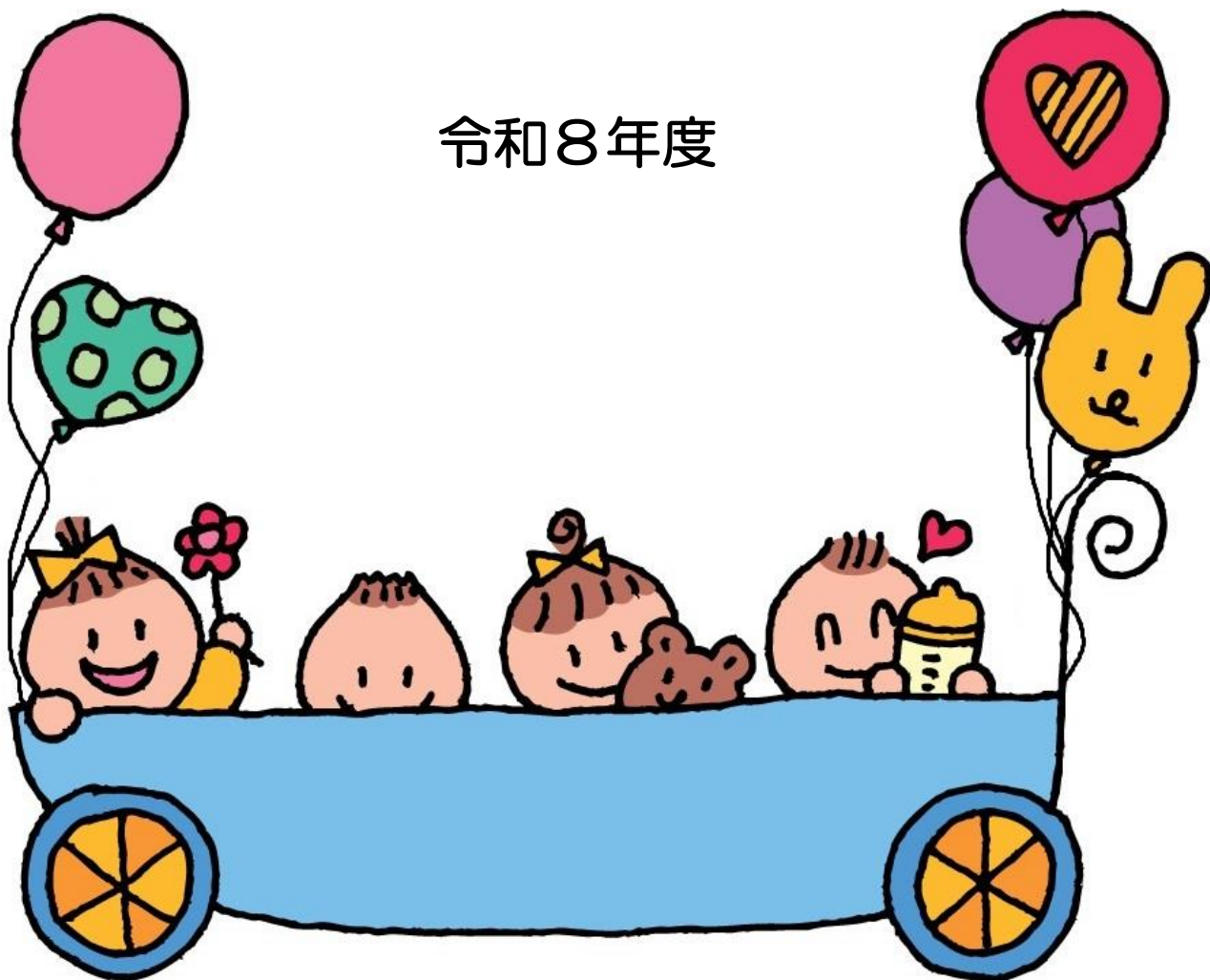


保育所（園）・認定こども園 利用申込みのご案内

令和8年度



鳴門市福祉事務所

こども保育教育課



鳴門市イメージキャラクター
（にらみや）

TEL 088-684-1209



目次

子ども・子育て支援新制度	1
支給認定申請書及び保育施設の利用申込の受付について	2
保育認定理由	3
提出書類	4
利用者負担額（保育料）について	5
幼児教育・保育無償化事業について	5
変更届について	6
保育施設の変更・退所	6
鳴門市内保育所（園）・認定こども園紹介（50音順）	7
市内保育所（園）・認定こども園一覧表	

【私立保育所（園）】

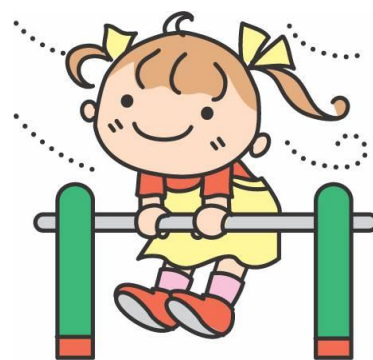
明神善隣館保育所	10
うずしお保育園	12
岡崎保育所	14
桑島保育所	16
正興寺保育園	18
すみれ保育園	20
つくし保育所	22
板東みやま保育園	24
板東ゆたか保育園	26
矢倉保育園	28

【私立認定こども園】

幼保連携型認定こども園	IZUMI	30
認定こども園	さら	32
認定こども園	すくすく	34
公私連携幼保連携型認定こども園	成稔	36
認定こども園	ちどり	38

【公立保育所】

鳴門市中央保育所	40
----------	----




子ども・子育て支援新制度

平成 27 年度から子ども・子育て新制度が本格的に始まり、それぞれの保護者の方の保育の必要性に応じてお子様が保育施設を利用するようになりました。

また保育施設では、一人ひとりのこどもが健やかに成長することができるよう保育の質の改善を行い、充実した保育環境の整備を行っています。

■認定の種類

	説明	利用できる施設例
1号認定	「保育を必要としない」 満3歳以上のこども	・幼稚園 ・認定こども園（幼稚園機能部分）
2号認定	「保育を必要とする」 満3歳以上のこども	・保育所 ・認定こども園（保育所機能部分）
3号認定	「保育を必要とする」 満3歳未満のこども	・保育所 ・認定こども園（保育所機能部分）

 保育施設（保育所・認定こども園）の利用を希望する場合は、「認定」を受ける必要があります。

- 保護者以外の同居者が「保育ができるかどうか」の確認はしません。
- 保護者の働く時間などをもとに「保育必要時間」が決められます。

保護者の就労時間などから、保育を利用できる時間は「保育標準時間（最長 11 時間）」か、「保育短時間（最長 8 時間）」かが決められます。（具体的な時間帯は、施設によって異なりますので、冊子中の市内保育所（園）・認定こども園一覧表をご確認ください。）この時間を超えての保育の利用を希望するときは、「延長保育」を利用することになります。



■保育所、認定こども園（保育所機能部分）では…

標準時間保育（保護者就労時間目安：1 か月あたり 120 時間以上）

延長	11 時間	延長
----	-------	----

短時間保育（保護者就労時間目安：1 か月あたり 48 時間以上 120 時間未満）

延長	8 時間	延長
----	------	----



延長時間を除き、保育所等では最大 11 時間又は 8 時間の保育を提供していますが、すべてのお子様に最大時間の保育を提供するものではなく、各ご家庭の「保育が必要な時間」に保育を提供するものです。認定を受けた保育時間内であっても、保護者のお仕事が終わった場合には速やかにお迎えに来ていただくなど、ご家庭の状況や就労時間に応じた利用をお願いします。



支給認定申請書及び保育施設の利用申込の受付について

■令和8年4月1日利用申込の受付期間

令和7年12月1日（月）～令和7年12月26日（金）
8時30分～17時15分（土・日・祝日を除く）



上記期間後、利用枠に余裕がある場合は、次の日程で随時申し込みを受け付けます。

第2次募集 令和8年1月 5日（月）から2月10日（火）まで

最終募集 令和8年2月12日（木）から3月10日（火）まで

※保育施設・・・保育所（園）、認定こども園（保育所機能部分）

■年度途中の利用申込の受付

利用希望月（各月1日からの利用）前々月の25日から前月の10日までが受付期間です。

（10日が土・日・祝日の場合はその直前の平日までに申し込んでください。）

■受付場所

- ・各保育所（園）・認定こども園
- ・鳴門市こども保育教育課窓口



住民票異動前の申し込みは？

鳴門市の保育施設を利用する場合は、原則「鳴門市に住民票がある」ことが条件となります。

ただし、申し込み時点で鳴門市以外に住民票を置いている場合でも転勤などが分かっている、「保育施設利用開始日（利用月の1日）までに鳴門市に住民票を置く予定」であれば申し込みができます。



保育認定理由

■認定理由と保育期間

認定理由		保育期間	保育時間の 区別
就 労	1か月あたり120時間以上	必要と認められる期間	保育標準時間
	1か月あたり48時間以上120時間未満	必要と認められる期間	保育短時間
疾病・障がい		必要と認められる期間	保育標準時間
妊娠・出産		出産予定月とその前後2か月（計5か月）まで	保育標準時間
親族の介護・看護		必要と認められる期間	保育標準時間 保育短時間
災害復旧		災害証明期間以内	保育標準時間
在学・職業訓練		学校、職業訓練の期間	保育標準時間 保育短時間
求職活動 ※		3か月以内	保育短時間
児童虐待・DV		必要と認められる期間	保育標準時間
育児休業取得の継続利用		生まれたこどもの満1歳の誕生日が属する月末まで	保育短時間
その他市長が認める場合		必要と認められる期間	保育標準時間 保育短時間

※複数の保護者（父・母）が共に求職中である場合は、申請をお受けすることができません。

- 保育の必要量が複数となる場合（父母のどちらかが短時間認定の就労時間である等）は、保育短時間認定になります。
- 申し込みに虚偽があった場合は、決定後であっても利用を取り消すことがあります。
- 年度途中でも認定理由がなくなった場合は、利用ができなくなります。
- 保育短時間と標準時間とでは保育料が異なりますので、就労等の状況に変更があった場合は、早急に届けてください。



提出書類

■支給認定（施設型給付費・地域型保育給付費等）申請書兼施設等利用申込書

- ・利用児童1人につき1枚提出してください。
- ・ボールペンで記入してください。※消えるボールペンの使用はしないでください。
- ・「児童の世帯員」欄は、同居者全員を記入してください。

■保育を必要とする証明書

- ・保育の利用を必要とする証明を提出してください（兄弟姉妹なら共有できます）。
- ・利用児童の保護者（父母等）についてそれぞれ必要ですが、保護者ではない同居家族（祖父母等）の分は提出不要です。

就労 (常勤・パート・内職等)	就労(内定)証明書 ※	勤務先のご担当者様に作成を依頼してください。 市役所等に提出する月を含め、 <u>3か月以内に発行されたものが有効</u> となります。 自営(農業・漁業等)の場合も提出が必要です。
育児休業明け	職場復帰証明書 ※	職場に復帰した後に提出が必要です(職場復帰後、 2週間以内にご提出ください)。
育児休業中 (継続児のみ)	育児休業取得証明書 ※	既に保育施設を利用している児童の保護者が育児休業を取得する場合、提出が必要です。
求職活動	求職活動申立書	求職状況を自己申告してください。
出産	母子手帳の写し	表紙(交付日と氏名が記載されているページ)と 出産予定日のあるページのコピー。
疾病・障がい等	疾病等の証明書 (診断書等)	医療機関等の証明書・身体(精神)障害者手帳・ 療育手帳などのコピー。
病人等の介護・看護	介護・看護状況申立書	介護・看護状況を申告してください。状況に応じて 添付書類の提出が必要です。
就学	在学証明書	在学期間が分かるもの。
災害等	被災証明書	被災、復旧従事状況が分かるもの。

※事業所の社印等、押印の必要はありませんが、証明書を無断作成・改変した場合、虚偽の申請にあたり、認定・入所決定(内定)を取消しすることがあります。また、有印私文書偽造、有印私文書変造等(刑法第159条)の罪に該当し得るものとされています。

■利用者負担額(保育料)算定書類(いずれか1種)

●ひとり親世帯

- ・戸籍謄本または、児童扶養手当証書のコピー

●在宅障がい者(児)がいる世帯

- ・身体(精神)障害者手帳または、療育手帳のコピー



※平成30年10月からマイナンバー制度による情報連携が可能となったことから、保育料算定のための所得課税証明書等の提出は、原則不要となります。ただし、世帯状況により提出が必要な場合もあります。

利用者負担額（保育料）について

保育料は、保護者（父親・母親）の市町村民税額の合算で決定します。ただし、保護者や利用児童を税法上の被扶養者としている祖父母等がいる場合は、生計の中心者は祖父母等の扶養者となるため、その扶養者の税額も合わせて保育料を計算します。

また、保育料は9月分から再決定されます。

- ・4月～8月分の保育料・・・2025年度（令和7年度）市町村民税
 - ・9月～3月分の保育料・・・2026年度（令和8年度）市町村民税
- ※年度途中で申告等で税額が変更になった場合は、お申し出ください。



- 保育料は、保育標準時間認定と保育短時間認定で異なります。
- 保育料決定の児童の年齢区分は、4月1日現在の満年齢で、年度内の変更はありません。
- 延長保育を利用する場合は、保育料とは別に延長保育料が必要です。詳しくは各施設にお問い合わせください。
- 保護者にご負担いただく保育料が無料であっても、保護者に代わって市が負担する額を決定するために保護者の所得確認は実施いたします。



幼児教育・保育無償化事業について

令和元年10月から幼児教育・保育無償化事業が本格的に実施され、保育所（園）、認定こども園（保育所機能部分）を利用する場合、国の制度で保育料が無料になる対象者が拡大され、さらに鳴門市では独自の無償化に取り組んでいます。

■保育料の無償化

- 国の制度で3歳から5歳までのこどもの保育料は無料です。
満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間、保育料は無料になります。
- 鳴門市独自に0歳児から2歳児の保育料無償化に取り組みます。
令和6年4月から0歳児から2歳児の保育料無償化事業を実施しています。

※通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。
※副食費については、月額上限4,900円が鳴門市から補助されます（下記参照）

■副食費（おかず、おやつ代等）の無償化

- 鳴門市独自に副食費の無償化に取り組んでいます。
幼児教育・保育無償化事業にあわせて保育所（園）や認定こども園が徴収することとなった副食費について、令和元年10月から副食費無償化事業を実施しています。
（こどもひとりあたり月額4,900円までを補助）



変更届について

保育必要量（標準時間、短時間）の変更が必要な場合は、変更する月の前月25日までに「変更届」と保育必要量を変更する必要がある証明書（就労証明書等）を提出してください。

家庭状況、就労状況等が変わったときは、こども保育教育課または利用中の施設に「変更届」と一緒に以下の書類を提出してください。

- ◆住所変更・世帯員変更…変更届のみ
 - ◆就労状況（時間・場所）の変更…就労（内定）証明書
 - ◆妊娠・出産…母子手帳（表紙と出産予定日記載ページ）の写し
 - ◆育児休業取得…育児休業取得証明書
 - ◆介護・看護開始…介護看護状況申立書、身体（精神）障害者手帳等又は診断書
- ※その他の変更がある場合は、こども保育教育課にお問い合わせください。

保育施設の変更・退所

■保育施設の変更

年度途中での変更は原則できません。

引っ越しなど、やむを得ない事情がある場合はこども保育教育課にご相談ください。

■退所

利用承諾期間途中で退所する場合は、退所する月の10日までに、「退所届」を利用中の保育施設へ提出してください。



土曜保育について



労働基準法により、1週間の就労時間は40時間とされています。そのため、鳴門市の保育施設においては、保育に支障をきたさないよう配慮しながら、土曜日を保育士が交代して休む勤務体制をとっています。

家族で過ごす時間はこどもの健やかな成長にとっても大切です。ご家族のどなたかが土曜日にご家庭におられるか、勤務がお休みの場合は、ご家庭での保育にご協力いただきますようお願いいたします。

